



2021年5月14日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 グ ル メ 杵 屋
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 椛 本 充 士
(コ ー ド 番 号 9 8 5 0 東 証 第 一 部)
本 社 所 在 地 大 阪 市 住 之 江 区 北 加 賀 屋 三 丁 目 4 番 7 号
問 合 せ 先 責 任 者 役 職 名 執 行 役 員 総 務 部 長
氏 名 加 藤 誠 久
電 話 0 6 - 6 6 8 3 - 1 2 2 2 (代)

指名委員会等設置会社への移行及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行することを決定し、「定款一部変更の件」を2021年6月23日開催予定の当社第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、本件に伴う役員人事につきましては、本日付の「指名委員会等設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 指名委員会等設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は、1967年の会社設立以来、外食事業、ケータリング事業、地方卸売市場の経営等の食に関わる事業を中心とした分野において成長してきました。

しかしながら、昨今の国内消費の伸び悩み及び直面する新型コロナウイルス感染症の将来にわたる経済への影響等を鑑み、今後のさらなる成長のためにはなお一層のコーポレート・ガバナンス強化が必要であると考え、指名委員会等設置会社へ移行することを決定いたしました。

この機関移行を実施することで、監督機能と執行機能の明確な分離を図り、取締役会における監督及び戦略決定機能の充実と執行役による各部門及び事業のマネジメント強化を推進する所存であります。

(2) 移行の時期

2021年6月23日開催予定の第55期定時株主総会において定款変更について必要な承認をいただき、指名委員会等設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行するため、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会

に関する規定を削除するものであります。また、その他、上記各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。なお、定款変更案のうち、第36条（執行役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

また、新たなガバナンス体制において、取締役会の監督機能を強化するにあたって、継続的に有用な人材を確保するため、業務執行を行わない取締役について責任限定契約を締結できる旨の規程として、現行定款第29条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、現行定款29条につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2021年6月23日
定款変更の効力発生日（予定）	2021年6月23日

以上

(別紙)

新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>監査役</u></p> <p>3 <u>監査役会</u></p> <p>4 会計監査人</p>	<p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、<u>指名委員会等設置会社</u>として、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1 取締役会</p> <p>2 <u>指名委員会、監査委員会および報酬委員会（以下「指名委員会等」という。）</u></p> <p>3 <u>執行役</u></p> <p>4 会計監査人</p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 1 5 条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 1 5 条 株主総会は、<u>あらかじめ取締役会</u>が定める取締役または執行役がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該取締役または執行役</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 2 0 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第 2 0 条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 2 1 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第 2 1 条 (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 2 2 条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 2 2 条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 2 3 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 2 4 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会におい</u></p>	<p>(削除)</p>

<p align="center"><u>て定める取締役会規程による。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p align="center"><u>(取締役会議長)</u></p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議によって、<u>取締役の中から取締役会議長1名を選任する。</u></p>
<p align="center"><u>(招集権者および議長)</u></p> <p><u>第25条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p align="center"><u>(取締役会の招集権者)</u></p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長</u>がこれを招集する。</p> <p>2. <u>取締役会議長</u>に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</p>
<p align="center"><u>(招集通知)</u></p> <p><u>第26条</u> (条文省略)</p>	<p align="center"><u>(取締役会の招集通知)</u></p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p>
<p align="center"><u>(決議の方法および決議の省略)</u></p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p>	<p align="center"><u>(取締役会の決議方法)</u></p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>
<p align="center"><u>(議事録)</u></p> <p><u>第28条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより<u>書面</u>をもって作成し、出席した取締役および<u>監査役</u>は、これに記名押印する。</p>	<p align="center"><u>(取締役会議事録)</u></p> <p><u>第27条</u> 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより作成し、出席した取締役は、これに記名押印または<u>電子署名</u>する。</p>
<p align="center"><u>(社外取締役との間の責任限定契約)</u></p> <p><u>第29条</u> (新設)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p align="center"><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p><u>第28条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことにおいて、取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役を除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約</u>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p align="center"><u>(取締役会規程)</u></p> <p><u>第29条</u> <u>取締役会に関する事項は、法令ま</u></p>

<p><u>(決議の方法)</u></p> <p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p>第38条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印する。</u></p> <p><u>(社外監査役との間の責任限定契約)</u></p> <p>第39条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第40条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 指名委員会等</p> <p style="text-align: center;"><u>(指名委員会等の委員の選任)</u></p> <p>第30条 <u>指名委員会等の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(指名委員会等に関する規則)</u></p> <p>第31条 <u>指名委員会等に関する事項は、法令、本定款または取締役会が定めるもののほか、各指名委員会等が定める委員会規程等による。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 執行役</p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役の員数)</u></p> <p>第32条 <u>当社の執行役は、1名以上とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役の選任)</u></p> <p>第33条 <u>執行役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(執行役の任期)</u></p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第34条</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p> <p>(代表執行役および役付執行役)</p> <p><u>第35条</u> 取締役会は、その決議によって執行役の中から代表執行役1名以上を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役、および常務執行役を各若干名定めることができる。</p> <p>(執行役の責任免除)</p> <p><u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>(執行役に関する規則)</p> <p><u>第37条</u> 執行役に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める役員規程による。</p>
<p style="text-align: center;"><u>第6章</u> 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第41条</u> (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第42条</u> 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p><u>第43条</u>～<u>第44条</u> (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第7章</u> 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第39条</u> 剰余金の配当は、<u>会社法459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行うことができる。</u></p> <p><u>第40条</u>～<u>第41条</u> (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 第55期定時株主総会終結前の監査役の責任については、当該株主総会における変更前の定款第39条の規定はなお効力を有する。</p>
-------------	--